

プリペイドカードの落とし穴！

プリペイドカードや電子マネーなどは、現金を持ち歩く必要がない、割引特典がついているなど手軽で便利、メリットもあることから私たちの生活に身近なものになってきています。こうしたプリペイドカードなどは「資金決済に関する法律」で「前払式支払手段」として規制を受けていますが、法律には返金や有効期限についての規定がなく、それらの条件については事業者が定める利用規約などによることとなります。プリペイドカードなどは一般的に次のような取扱いとなっています。①利用の有効期限がある場合は、期限が過ぎればたとえ残高があっても使用できなくなります。②原則、払い戻し（換金やおつり）はできないことになっています。ただし海外移住など利用者のやむを得ない事情で利用が著しく困難となった場合などでは払戻が認められています。③プリペイドカードなどはお金と同じで紛失したり破損したりすると利用できなくなる場合がありますので、厳重に管理する必要があります。

一方、事業者にはプリペイドカード等の発行者名、支払可能金額等を表示（提供）することが義務づけられているほか、自家型のプリペイドカード等を発行する場合、未使用の発行残高が1千万円を超えるときは届出が必要となり、さらに発行残高の2分の1以上の発行保証金を供託しなくてはなりません。もし、事業者が破綻した場合はこの保証金から配当を受けることができます。

平成21年度は、こうしたプリペイドカードなどに関する相談が激増しました。「ガソリンスタンドで3万円のプリペイドカードを買ったが、2千円しか使っていないのに、お店が閉店していた」「持っていたプリペイドカードのサービス期間が中止になって使えなくなった。納得いかない」などの相談が多く寄せられています。相談の中には、プリペイドカードなどを無期限の金券と同じだと考えているものもありますが、前払式支払手段は有効期限があったり払い戻しができない、途中で制度が変更になる可能性もあり、単なる金券とは違います。購入の際には約款・手引きなどをよく読み、将来利用する金額の見込み、事業者の信用性などを十分考えた上で購入することが重要です。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。

(件) プリペイドカード、商品券等の購入に関する相談件数

